第1 監査対象及び期間

教育部

生涯学習課 平成30年1月4日~平成30年1月17日

第2 監査の範囲

平成29年4月1日~平成29年11月30日までに執行した事務事業

第3 監查方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

- 1 財務事務
 - (1)予算の執行状況 おおむね適正に執行されていると認められた。
 - (2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(3) 支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。